

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		18年 9			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)			
舞鶴市宇余部下1180番地		ユニバーサル造船株式会社 舞鶴事業所長 若野 晃一 電話 0773 - 62 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	船舶造修業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	エネルギー使用の合理化推進、省資源及び廃棄物削減・分別回収の推進、公害防止対策の推進を地球環境保全の認識と環境負荷低減をISO-14001の継続的推進と共に原単位比較18年度比2%削減を目指す				
推進体制	事業所長の環境理念/方針にISO-14001推進体制をベースに年2回のシステム委員会で進捗を確認する				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	事業所全部門	エネルギー使用合理化によるCO2発生量の削減(原単位比較2%)		
	18~19	事業所全部門	ガスの効率的使用とガス管等定期確認/漏れ防止対策の実施(原単位比較2%)		
	18~19	事業所全部門	省エネルギー機器の効率的運用と見直し設備		
	18~19	事業所全部門	アイドリング・ストップの啓蒙		
	18~19	事業所全部門	不要なアウトプット抑制/分別回収/リサイクル対象品の見直し		
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A	事業所等排出区分	9,909 t	9,711 t	-2.0 %
	B	輸送車両排出区分	t	t	%
	C	その他排出区分	t	t	%
		排出合計	*1 9,909 t	*2 9,711 t	-2.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
		削減量等合計		*3	t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
		*1 9909 t	(*2)-(*3) 9711 t	-2.0 %	
特記事項	1. 当事業所に於いては平成6年度を100としてCO2排出削減についてデータを取り込んでいる。 2. 主要製品の造船によるCO2排出は主は電力であり、操業度により使用電力も大きく変動するため、ISO-14001での取り組み目標も従来より原単位ベースでの目標としているため、今回の目標も原単位目標とする。 3. その他、ISO-14001での目標として製品に対する材料の削減、廃棄物の削減等について従業員(含む事業所で働く全ての従業員)に対し、地球環境保全の認識と環境負荷低減に対する行動について日々の教育・指導を合わせて実践中である。				
連絡先	担 当 部 署				
	担 当 者 氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。